

民法の一部を改正する法律案要綱

第一 民法の改正

一 再婚禁止期間

1 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができないものとする。 (第七百三十三条第一項関係)

2 女が前婚の解消若しくは取消しの際に懐胎していなかった場合又は女が前婚の解消若しくは取消しの際に出産した場合には、再婚禁止期間の規定を適用しないものとする。 (第七百三十三条

第二項関係)

二 再婚禁止期間内にした婚姻の取消し

再婚禁止期間の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して百日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができないものとする。 (第七百四十六条関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則関係)